

児童手当認定請求のご案内

1 制度概要

○支給対象者

公務員の方を除く、文京区在住で高校生年代までの児童を養育している父母等（主たる生計維持者）

※公務員の方（独立行政法人等を除く）は、所属先への申請・支給となります。

○月額

児童の年齢	手当額（1人あたりの月額）
3歳未満	15,000円
3歳以上高校生年代までの児童	10,000円
第3子以降にあたる児童（多子加算）	30,000円

○多子加算について

児童手当の支給対象は高校生年代までの児童ですが、多子加算のカウントは18歳の年度末到達後から22歳の年度末までの子（以下、大学生年代といいます。）も含まれます。

【例】

子A（19歳）： 0円

子B（17歳）： 10,000円

子C（14歳）： 30,000円

※子Aは大学生年代なので、手当は支給されませんが、多子加算のカウントには含まれるので、子Cは第3子扱いとなり、30,000円が支給されます。

2 認定請求の方法

○提出方法 ※認定請求書以外の添付書類等の提出に時間のかかる場合には、認定請求書のみ、先にご提出ください。

①電子申請	右のQRコードより、マイナンバーカードをご準備の上、ご申請ください。 【受付日：申請完了日】	
②郵送申請	区ホームページより、認定請求書をダウンロードの上、必要書類とあわせて「文京区役所 子育て支援課 児童給付係」宛てに、ご郵送ください。【受付日：認定請求書が児童給付係に到着した日】	
③窓口申請	認定請求書以外の必要書類をご用意の上「文京シビックセンター5階南側 子育て支援課」へお越しください。【受付日：認定請求書を窓口で提出した日】	

○認定請求の種類

※いずれの申請も、異動日（出生・転入日・転出予定日等）の同月内 または 翌日から数えて15日以内にお手続きください。お手続きが遅れると、支給のない月が発生する場合があります。

【裏面もご覧ください】

(1) 児童手当認定請求

第一子の出生や文京区への転入等により、新たに受給資格が生じた時のお手続きです。

すべての方が必要なもの

請求者名義の振込先口座を確認できる書類のコピー（通帳・キャッシュカード、ネットバンクの口座情報画面等）

該当する方のみが必要なもの

請求者が私学共済以外の共済組合加入の場合 ※厚生年金・国民年金・私学共済の方は不要。	請求者の健康保険証表面、資格確認書、資格情報のお知らせのうち いずれかのコピー または マイナポータルからダウンロードした 資格情報画面のコピー
請求者と児童が別居している場合	児童手当 別居監護申立書 ※区ホームページよりダウンロード可。
請求者と配偶者が国内別居している場合	配偶者のマイナンバーが分かる書類（マイナンバーカードや通知カ ード、住民票等）のコピー
請求時点で配偶者が海外に居住している場合	①配偶者が日本のマイナンバーを取得している 配偶者のマイナンバーが分かる書類（マイナンバーカードや通知カ ード、住民票等）のコピー ②配偶者が日本のマイナンバーを取得していない 請求時点で配偶者が国外に居住していることがわかる書類のコピー
高校生年代までの児童と大学生年代の子を合 わせると3名以上の児童を養育していること になる場合	監護相当・生計費の負担についての確認書 ※区ホームページよりダウンロード可。
公務員退職による申請の場合	辞令のコピー または 児童手当資格消滅通知のコピー
所得が下がったことによる再申請の場合	住民税決定通知書のコピー ※氏名・通知年月日の記載が見えるもの。
その他	状況に応じて追加書類の提出を求める場合がございます。

(2) 児童手当額改定認定請求

第二子以降の出生や縁組等により、支給対象児童が増えた時のお手続きです。

※児童と別居している方は、監護事実の同意書（区ホームページよりダウンロード可。直筆必須。）の提出が必要です。

3 申請後の流れについて

○審査結果のご通知

随時、郵送でお送りします。

○認定となった場合の支給月

各偶数月（前月分までを請求者の銀行口座にお振り込みします。）

○支給開始月

原則、児童手当認定請求書を受付けた日の翌月分から支給開始となります。

【お問い合わせ】

文京区 子ども家庭部 子育て支援課 児童給付係 （窓口受付時間：平日 8：30～17：00）

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 シビックセンター5 階南側

コールセンター電話受付時間：平日 8：30～17：00 / Tel 03-5803-1288